

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年4月23日(金) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「豊田小学校」「金沢図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年度 学校教育事務所の学校支援に関するアンケートの集計結果について

3 その他

令和3年4月23日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○4/21 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○「豊田小学校」「金沢図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○令和2年度 学校教育事務所の学校支援に関するアンケートの集計結果について

3 その他

「豊田小学校」「金沢図書館」が 文部科学大臣表彰を受賞します

横浜
読書

【概要】

文部科学省では平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。

横浜市では、「令和3年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、「豊田小学校(栄区)」及び「金沢図書館(金沢区)」が表彰されます。

【表彰式】

日時:令和3年4月23日(金) 午後1時から午後4時50分まで(予定)

(令和3年度子ども読書の日記念“子どもの読書活動推進フォーラム”にて)

会場:国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

※東京都に「まん延防止重点措置」が適用されたことを受け、出席者については、東京都における被表彰者に限定されており、豊田小学校及び金沢図書館は出席しません。

※YouTubeによるライブ配信が行われます。(URL:<https://www.youtube.com/watch?v=1FUtod6MrB0>)

【活動の様子】

■豊田小学校



学級担任と学校司書の協働による絵本の読み聞かせ



宮沢賢治展

■金沢図書館



多言語おはなし会の様子



学校ボランティア向けの講座の様子

裏面あり

【活動内容(特色ある活動例)】

豊田小学校(栄区)

学校図書館の利活用を推進し、学級担任と学校司書の協働によるブックトークや読み聞かせなどの読書活動が幅広く展開されています。令和元年度には、6月から9月まで宮沢賢治を教科書で扱う6年生に向けて「宮沢賢治展」を開催し、著作や学校司書が作成した年表などを展示しました。令和2年度からは、学校ホームページに「図書館からのお知らせ」のコーナーを開設し、全校児童に向けて学校司書がおすすめ本などを紹介している図書館だより等を発信しています。

また、図書委員会の児童による活動として、「おすすめ本のポスター」や「図書館クイズ」などが活発に行われ異学年交流も生まれています。

さらに長年にわたって、TSC(豊田小サポートセンター)※による読み聞かせや、本の修理などをとおして、読書支援活動が児童に浸透しており、学校全体で読書活動が展開されています。※地域学校協働活動事業の実施団体です。

金沢図書館(金沢区)

「金沢区読書活動推進目標」のもと、区役所や区内の各種施設、学校と積極的に連携して地域の読書活動推進に取り組んでいます。

金沢国際交流ラウンジと共催で実施している「多言語おはなし会」では、地域の外国籍の方に絵本の読み手を依頼し、同じ本を司書や地域の学生ボランティアが日本語で読みます。様々な国の言葉や絵本に触れられる機会として毎回好評を得ているほか、地域の読書活動の担い手拡大にもつながっています。

また、子どもの身近な場所での読書を推進するため、教職員に対するレファレンスや児童の図書委員に対する読み聞かせ活動の支援、学校ボランティア向けの研修会など、学校連携事業も積極的に行っています。

■活動の詳細についてのお問合せ

豊田小学校 校長 垣崎 授二 (Tel:045-881-0275)

金沢図書館 館長 上條 慶昭 (Tel:045-784-5863)

■子どもの読書活動推進フォーラムに関するお問合せ

国立青少年教育振興機構 教育事業部事業課 (TEL: 03-6407-7685)

お問合せ先

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長 武井 邦之 Tel 045-671-3588

(市立図書館について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 水野 純子 Tel 045-262-7342



子どもの読書活動 推進フォーラム

2021年(令和3年) <子ども読書の日>

4月23日 金

13:00 ~ 17:00 (受付開始: 12:00 開演: 13:00)

入場無料 [定員 500 名]

(託児コーナーあり ※要予約)

国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟大ホール ほか

東京都渋谷区代々木神園町3-1

YouTubeライブ配信 <https://youtu.be/1FUtod6MrB0>



1 式典 13:00~13:25

文部科学大臣表彰(代表者授与)

(優秀実践校、優秀実践図書館、優秀実践団体・個人)

2 特別講演 13:25~14:25

川島 隆太 氏

東北大学加齢医学研究所 所長

東北大学スマート・エイジング学際重点研究センター センター長

「読書が子どもの脳を育てる」



昭和 60 年東北大学医学部卒業、平成元年東北大学大学院医学研究科修了、スウェーデン王国カロリンスカ研究所客員研究員、東北大学加齢医学研究所助手、同講師、東北大学未来科学技術共同研究センター教授を経て平成 18 年より東北大学加齢医学研究所教授。平成 26 年より東北大学加齢医学研究所所長。平成 29 年より東北大学学際重点研究センター長兼務。

主な受賞として、平成 20 年「情報通信月間」総務大臣表彰、平成 21 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰「科学技術賞」、平成 21 年度井上

春成賞。平成 25 年河北文化賞。査読付き英文学術論文 400 編以上、著書に「スマホが学力を破壊する」「さらば脳ブーム」など、300 冊以上を出版。

3 事例発表と対談 14:40~15:40

コーディネーター: 田中 孝一 氏

(川村学園女子大学特任教授)

4 表彰式 15:50~16:50

学校、図書館、団体・個人表彰状授与

(会場: 大ホール、小ホール、リハーサル室)

会場ホワイエにて、事例発表団体や企業による展示を行います。ご自由にご覧下さい。

※式の進行により、予定より終了時間が延びる可能性があります。



令和3年度 子どもの読書活動推進フォーラム

子どもの読書活動の推進に関する法律は、平成13年の施行から本年で20周年を迎えました。本法律では毎年、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めています。本フォーラムは、この法律にもとづき、「子ども読書の日」を記念し、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に開催いたします。

アクセス

- 小田急線「参宮橋駅」下車 徒歩約7分
- 東京メトロ千代田線「代々木公園駅」下車 徒歩約10分
(代々木公園方面4番出口)
- 京王バス「代々木五丁目」バス停 徒歩1分
(新宿駅から)新宿駅西口バスターミナル
(宿51系 渋谷駅行き)乗車
(渋谷駅から)渋谷駅西口バスターミナル
(宿51系 新宿駅行き)乗車

最寄り駅まで

- 〈東京駅から〉
JR中央線 約14分「新宿駅」乗り換え
小田急線 「新宿駅」から各駅停車約3分
「参宮橋駅」下車
- 〈羽田空港から〉
東京モノレール 約23分
「浜松町駅」乗り換え
JR山手線(外回り)
「浜松町駅」から約23分「新宿駅」乗り換え
小田急線
「新宿駅」から各駅停車約3分「参宮橋駅」下車



申し込み方法

定員(500名)になり次第締切りとさせていただきます。

申込締切 4月20日(火)



スマートフォン

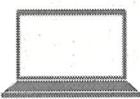
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScU7TNIaJRUKGe-hPw5DCemM9iSbvP4QjvnL31UToXmMCyoQw/viewform> にアクセスして必要事項を入力の上、お申込みください。
ご記入されたメールアドレスへ、回答内容のコピーを送信しますのでご確認をお願いします。
本申込完了画面の表示及びメールの受信をもって参加確定となります。
メールが届かないなど、ご不明な点等がございましたら、事業担当者までご連絡ください。

下記のQRコードから
申込が可能です



こちらをご覧ください

青少年機構 🔍 検索



パソコン

インターネット検索エンジンにて、「青少年機構」で検索いただき、「独立行政法人国立青少年教育振興機構」のホームページ (<https://www.niye.go.jp/>) をご確認ください。トップページの事業申込ページ (<https://www.niye.go.jp/info/yukutoshi.html>) のバナーをクリックしていただき、「子どもの読書活動推進フォーラム」の申込フォームからお申込みください。

※当日、受付の際には、申込完了画面若しくは印刷したものを提示ください。

新型コロナウイルス感染症について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席数を減らしています。その制限のためカルチャー棟大ホールにご入りいただけない方は、別途サテライト会場(カルチャー棟小ホール)にてライブ中継をご視聴いただけます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催内容が変更若しくは中止となる場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加にあたっては、次に該当する方はご参加いただくことができません。

- ・37.5度以上の発熱がある場合
- ・平熱比+1度以上の発熱がある場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・その他体調が優れない場合
- ・過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある場合

事業に関するお問合せ

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業課 TEL: 03-6407-7685(受付時間 9:30 ~ 17:00 土日・祝日を除く)

【個人情報の取り扱いについて】

お申込みの際にいただいた個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。また、事業中に撮影した写真等については、機構の広報目的で使用することがあります。ご了承の上お申し込みください。

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

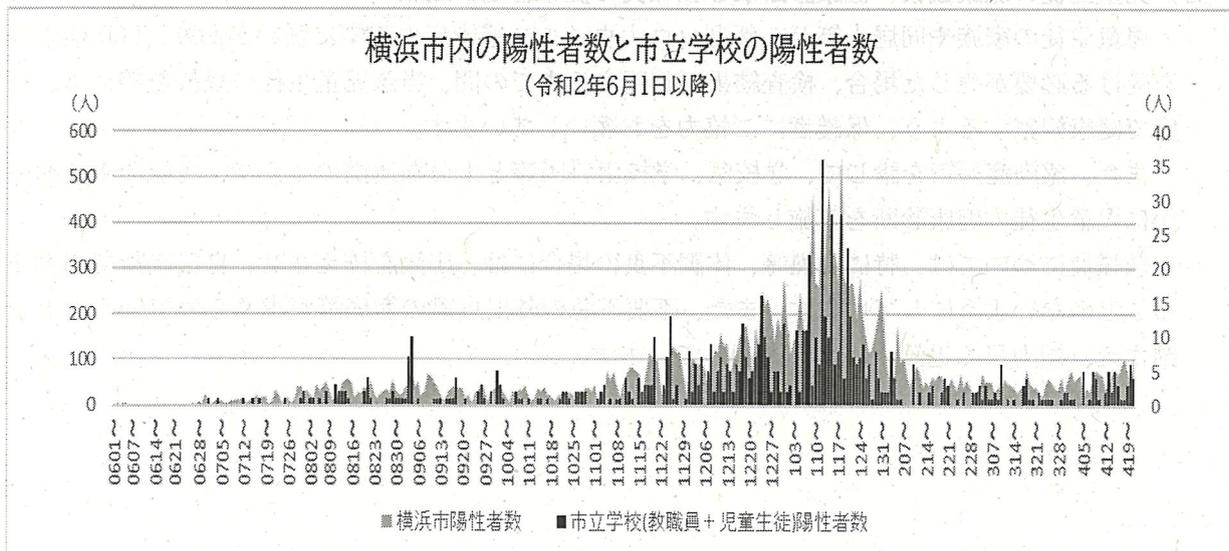
前回の報告(令和3年4月7日)以降の教職員の感染者は9人、児童生徒の感染者は33人、感染者が発生した学校は合計37校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は114人、児童生徒の感染者は691人、感染者が発生した学校は339校となっています。(令和3年4月21日現在)

学校からの報告を基に、最近の児童生徒の感染状況について週ごとに見た場合、3月22日の週が最も少なく、4月以降、徐々に増加傾向となっています。

令和2年6月1日から令和3年4月21日までの感染状況

学校種別	教職員	児童生徒	合計人数	発生校数	臨時休校
小学校	65	387	452	208	38
中学校	34	280	314	114	29
高校	7	21	28	9	6
特別支援学校	8	3	11	8	4
合計	114	691	805	339	77
	(人)	(人)	(人)	(校)	(校)



2 まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について

4月20日から5月11日までを適用期間として、神奈川県（横浜・川崎・相模原市）が「まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）」の対象となりました。神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知しています。

(1) ガイドラインの徹底とリスクの高い教育活動の実施見合わせ

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）」の内容を、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底するとともに、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、重点措置期間においては、実施を見合わせます。

《実施を見合わせる活動の例》

- ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、体育、保健体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、重点措置期間においては、可能な限り屋外での活動とすること、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること、授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、軽度の運動の際は、可能な限りマスクを着用することとしています。

(2) 児童生徒の健康観察、健康診断及び教職員の健康管理、勤務

児童生徒の家族や同居人等が、新型コロナウイルス感染症の感染に疑いがあり、PCR検査等を受ける必要が生じた場合、検査結果が判明するまでの間、当該児童生徒の登校を控えて、家庭で健康観察するよう、保護者にご協力をお願いしています。

また、感染症対策を講じて、学校医、学校歯科医等と十分な連携のうえで、可能な限り速やかに児童生徒の健康診断を実施します。

教職員については、特に発熱等、体調不良の場合には、出勤を控えさせ、自己判断で出勤することのないようにしています。また、不要不急の外出自粛の徹底等が求められていることを踏まえ、極力早く退勤するよう周知しています。

(3) 部活動

活動時は極力、マスクを着用して活動することとして、活動内容により感染予防が困難な場合は、活動自体を見合わせるなど対応しています。活動前後の着替えや休憩時の飲食を伴う場面についても、予防措置の徹底を行います。

対外試合や合同練習等の学校外での活動については、ガイドラインで定めているとおり、原則として、中学校は市内、高等学校は県内での活動としており、中学校が市外で活動する場合は、公式大会等であり、当該競技・種目の連盟・協会が主催し、感染対策が十分に講じられていることを確認したうえで参加します。

高等学校においては、神奈川県教育委員会からの通知を受け、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、学校長が判断します。また、全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、学校長と教育委員会で協議の上、参加の可否を決定します。

(4) 遠足(旅行)・集団宿泊的行事について

県教育委員会からの通知により、重点措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に、延期又は中止とします。

また、重点措置区域を目的地とした校外活動も、感染拡大防止の視点から、原則として中止又は延期とします。

飲食を伴う場合は、校内の給食・昼食実施時と同様、向かい合わせにせず同じ方向を向き、マスクを外す時間をなるべく短くして、会話を控えて静かに食べるなどの配慮を行います。

(5) 教職員の研修

オンラインでの実施が可能な研修は可能な限りオンライン化した上で、集合研修との組み合わせで実施します。集合研修については、感染拡大防止策を徹底した上で実施しますが、集合参加が困難な場合にも、eラーニングや資料の提供等を行っていきます。

(6) 学校開放

重点措置の趣旨を踏まえ、利用団体等に対して活動の可否について十分な検討を促すとともに、活動終了時刻の限度を、これまでの21時から20時に変更します。

実施する場合は、武道などにおける、近距離で組み合ったり、接触したりする活動、大声での発声を伴う(コーラス、歌唱等)活動や管楽器演奏は、当面不可とします。

また、密集を避けるため、他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動は、当面の間、不可とし、飲食は伴わない(水分補給を除く)こととします。

(7) 登下校への配慮

小・中学校では、児童生徒が密集することのないよう、始業時刻を変えずに、登下校に時間差を設け、昇降口での密を避けるように分散化を図るなど、学校の実情に応じて取り組んでいます。

また、高等学校では、公共交通機関を利用する生徒が多いことから、朝夕の混雑時を避けるよう、登下校の時刻を設定していますが、その際、始業時刻を 30 分程度遅らせる等の配慮を行っています。

特別支援学校では、児童生徒の障害の状態などを踏まえ、学校の実情に応じて、始業時刻の変更や授業を短縮する等の措置を講じています。

3 今後の対応について

現在の重点措置の適用期間は5月 11 日までとされていますが、市立学校では、この間も、校外行事や授業参観などが予定されており、各学校では行事計画を見直すなどの対応を行います。

5月 12 日以降についても、重点措置の取扱いにかかわらず、感染流行の状況を注視しながら、教育活動に慎重に取り組まなければならないものと考えます。

これまでも、ガイドラインの徹底をはじめとして、教職員による丁寧な感染予防の取組により、学校における感染は最小限に抑えることができおり、学校運営を継続することができています。引き続き、児童生徒及び教職員の健康と安全を第一に、学校教育活動に取り組んでまいります。

令和2年度 学校教育事務所の学校支援に関するアンケートの集計結果について

実施期間：令和2年12月10日～令和3年1月13日

対象：小学校340校、中学校145校、義務教育学校2校（回収率100%）

アンケートの趣旨

学校教育事務所は、より学校に近い場所から学校経営について「適確」「迅速」「きめ細か」な支援をすることで、学校の自主性・自律性をさらに高め、校長のリーダーシップによる学校経営の推進を支援することを目的として設置された。

学校教育事務所の学校支援の在り方について振り返り、今後のより充実した学校支援の実現につなげていくために、本調査を行った。

1 教育課程運営の支援・指導、教員の授業力向上支援について

質問1 訪問等による教育課程運営に向けた指導・支援

・指導・支援を受けたことが
 { ある…84.8% (R1…88.4%)
 { ない…15.2%

支援を受けた学校のうち、
 「有効だった 56.1%」
 「おおむね… 43.1%」
 上記の合計 99.2%

質問2 訪問等による授業力向上に向けた指導・支援

・指導・支援を受けたことが
 { ある…91.2% (R1…93.5%)
 { ない…8.8%

支援を受けた学校のうち、
 「有効だった 57.9%」
 「おおむね… 41.6%」
 上記の合計 99.5%

質問3 ハマ・アップや授業づくり講座や相談による授業力向上に向けた指導・支援

・指導・支援を受けたことが
 { ある…65.8% (R1…83.4%)
 { ない…34.2%

支援を受けた学校のうち、
 「有効だった 61.2%」
 「おおむね… 38.2%」
 上記の合計 99.4%

17.6ポイント↓

質問4 主な意見・提案等

- 指導主事訪問により、普段管理職がみる視点とは違った角度から、先生方の授業等を見ていただき、管理職も大変学ぶことが多かった。先生方の授業力向上のためにも今後ともお願いしたい。
- 今年度のように、重点研究等を通して、授業を見合ったり評価を伝え合ったりすることがしにくかった状況の中で、指導主事訪問によって授業や教室環境についての指導助言をいただけることはありがたかった。
- コロナ禍で各研修がなくなったり、新たな情報を得たり、共有したりできる場もない中、学校担当指導主事をはじめとする、学校教育事務所による支援は非常に意義があり、有効だった。感謝している。
- ハマ・アップの活用や授業づくり相談や講座は受け易さがあるが、平日の午後にも開催されると勤務時間内に受講できるのでありがたい。
- ハマ・アップだよりや授業力向上の講座等の活動を今後も続けてほしいとともに、コロナ禍という状況でもあるので、配信するスタイルも今後実施してほしい。

【成果】

- 「教育課程の運営」と「授業力向上」の支援は、高く評価されている。
- 「通年訪問」「臨時訪問」「随時訪問」「要請訪問」等を通じた「教育課程の運営」「授業力向上」への支援は、新型コロナウイルス感染症拡大防止で校内外での研修等が少ない中で、学校にとって有効な支援となっていたことがうかがえる。

【課題】

- 全校に訪問している中で、「教育課程の運営」で15%、「授業力向上」で8.8%の学校が「支援を受けたことがない」と回答。訪問時の目的の確認や発信の工夫が求められる。また、新学習指導要領実施において、「教育課程の運営」に向けたさらなる指導・支援の強化が必要である。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ハマ・アップの開館が制限された時期があった。授業づくり相談や講座は、オンライン配信を望む意見が多数あり、今後の環境整備が必要となる。

2 学校課題解決支援について

質問5 学校課題の早期解決に向けての支援

- ・支援を受けたことが
 - ある…67.3% (R1…72.4%)
 - ない…32.7%

支援を受けた学校のうち、
「有効だった」 69.0%
「おおむね…」 30.4%
上記の合計 99.4%

質問6 関係機関との連携における支援

- ・支援を受けたことが
 - ある…52.9% (R1…60.1%)
 - ない…47.1%

支援を受けた学校のうち、
「有効だった」 60.5%
「おおむね…」 36.9%
上記の合計 97.4%

質問7 学校支援員による支援

- ・支援を受けたことが
 - ある…37.7% (R1…41.6%)
 - ない…62.3%

支援を受けた学校のうち、
「有効だった」 71.8%
「おおむね…」 25.5%
上記の合計 97.3%

質問8 SSWによる支援

- ・支援を受けたことが
 - ある…85.0% (R1…63.8%)
 - ない…15.0%
- 21.2ポイント↑

支援を受けた学校のうち、
「有効だった」 59.4%
「おおむね…」 37.4%
上記の合計 96.8%

質問9-1・2 弁護士相談の活用

- ・相談を活用した支援を受けたことが
 - ある…10.5% (R1…8.8%)
 - ない…89.5%

支援を受けた学校のうち、
「有効だった」 58.9%
「おおむね…」 37.5%
上記の合計 96.4%

-3・4 弁護士講演会の受講

- ・受講したか
 - した…72.8% (R1…29.0%)
 - していない…27.2%
- 43.8ポイント↑

受講した学校のうち、
「有効だった」 63.0%
「おおむね…」 31.4%
上記の合計 94.4%

質問10 主な意見・提案等

- 本校の課題に迅速に対応していただき本当に感謝している。校内では解決しない閉塞感を指導主事や外部専門家による助言により方向性が見いだせることは大変ありがたいと感じている。
- 弁護士相談について、指導主事を通じた相談ではなく、課題の迅速な解決のためにも、学校への「派遣型」に切り替えていただけるよう要望したい。
- 今年度は、SSWが調整役として機能し、児相、区福、民間施設等とのケース会議が、複数回実施出来て、成果を上げていることに、感謝している。
- SSWは月に2回は来てほしい。そのうち、1回はカウンセラー来校日と同一にしたい。

【成果】

- 課題を抱えている学校に対して指導主事や学校支援員、SSW、専門家などを含む「課題解決支援チーム」を迅速に派遣ができていたことが高い評価につながった。
- SSWは巡回型へ完全移行した。支援を受けたと回答した学校のうち、有効、おおむね有効と答えた学校が、校数にして昨年より約100校 (R元年度 299校/488校→R2年度 399校/487校) 増えた。SSWの支援で関係機関との連携が進み、課題状況が改善したケースが増えたと高く評価されている。
- 弁護士を各区の校長会研修に派遣することで受講数が大幅増となり、学校経営の参考とする機会として効果的であった。

【課題】

- 学校教育事務所を通して弁護士相談を活用した学校は約1割で、活用した支援を受けたことがない学校が大多数である。学校が直接行える弁護士相談の導入の要望に応える仕組み作りが急務である。
- SSWの活用が進みケースが増加する中、月1回程度の巡回での教職員との連携方法や関わるケースの整理と工夫、SSWの支援の質の平準化が求められる。こうした課題に数年をかけて取り組むとともに、SCなどチーム学校の専門職との連携強化に向け、巡回回数等の検討などを行う必要がある。

3 学校運営サポート事業（※1）について

質問 11 学校運営に向けての支援

・活用したことが
 ある…19.1% (R1…32.1%)
 ない…80.9%

13.0ポイント↓

活用した学校のうち、
 「有効だった 50.5%」
 「おおむね… 46.4%」
 上記の合計 96.9%

質問 12 主な意見・提案等

- 外国につながる児童生徒への学習支援事業は、とても有効だったので、継続を希望する。
 (東部:外国につながる児童生徒への学習支援事業)
- 学状ゼミにずっと参加している。学校評価でも学力・学習状況調査の質問を活用している。他校の活用などもとても参考になっている。
 (西部:学状ゼミ)
- テーマが広く、それぞれの学校で日常取り組んでいる教育活動に合ったものとすることができ、大変ありがたい。特に講演会が素晴らしく、教職員のモチベーションが大いに上がった。これからも継続してほしい。
 (南部:よりよい人間関係をつくる教育活動の充実)
- 事前に何度か講師の先生に御相談したうえで当日を迎えることで、ピンポイントな内容を御指導いただいた。
 (北部:北部 OJT サポート事業)
- 今年度はコロナ対応等で活用できていないが、学校運営に大きなサポートとなる事業なので、引き続き充実を図っていただきたい。
- 各方面の特性を考慮した事業展開は大変有効である。

【成果】

○各方面の特色に合わせた事業となっており、活用した学校からは高く評価されている。

【課題】

- 事業の内容によって集合型のものが多くあったため、今年度は活用を見送ったという学校が見られた。コロナ禍での展開に、工夫が求められた。
- 各方面の特性を考慮した事業展開を期待する意見を受けて、今後も方面ごとのニーズの的確な把握と、発展的な事業展開の検討が必要となる。

(※1)

学校運営サポート事業
 各学校教育事務所が
 地域課題に応じて、企
 画・運営する事業。

4 学校事務支援(※2)について

質問 13 学校事務連携組織による学校事務や事務職員の育成にかかる支援

全学校のうち、
 「育成等につながっている 55.3%」
 「おおむね… 43.2%」
 上記の合計 98.5% (R1…97.8%)

質問 14 適切な予算執行管理等に関する学校管理職への研修・助言・指導

全学校のうち、
 「役立っている 38.1%」
 「おおむね… 56.6%」
 上記の合計 94.7% (R1…91.9%)

質問 15 主な意見・提案等

- 学校事務連携組織により、横のつながりがはっきりできたことと、事務長による大局的な視点が入るようになったことで、学校事務職員一人ひとりの視野の広がりや資質・能力の向上につながっている。
- 予算管理や予算執行について知っておくことは管理職として学校経営上とても重要であると考えている。事務職への支援と共に、管理職への研修等、今後も継続して行ってほしい。
- 年度当初すぐに、新任事務職と新任副校長の両方の研修があるとよいと思う。特に様々な会計処理について。

【成果】

- 学校事務支援は、事務長による学校訪問や事務職員の横のつながりにより、学校事務に関する有効な支援として高く評価されている。
- 事務職員のみならず、学校管理職にとっても有効な支援となっていることが伺える。

【課題】

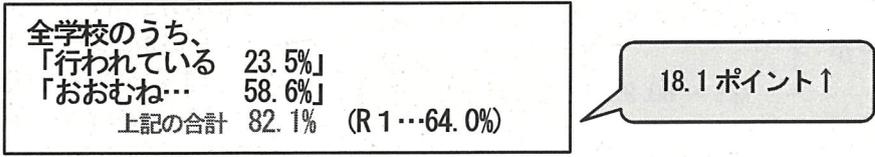
- 事務長による事務職員への支援に加え、さらに、事務長と副校長の情報交換や副校長への研修や支援の視点が必要である。

(※2)

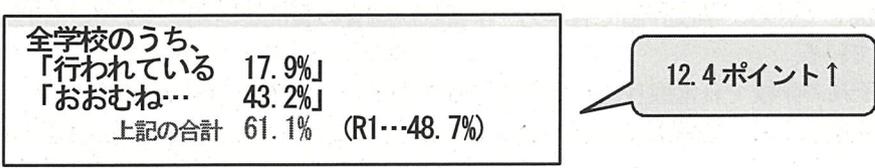
学校事務支援
 学校事務職員の積極
 的な公務運営への参画
 を進めるため、事務長
 と連携して、学校事務
 を円滑に進めるための
 相互支援と学校事務職
 員の育成・資質向上に
 つながる組織を強化し
 ている。

5 人事配置について

質問 16 学校状況に応じた教職員の定期人事配置



質問 17 臨時的任用職員・非常勤講師等の配置



質問 18 主な意見・提案等

- コロナ対応の職員室アシスタント、非常勤の加配等は大変ありがたかった。
- 臨時的任用職員・非常勤講師等の配置が安定的に行われるように、引き続き人員の確保を進めていただきたい。
- 今後 35 人学級が常態化することになり、学級増が見込まれるとなると、さらに、臨時的任用、非常勤の確保が難しくなると考えられる。このことと合わせて、定年制の今後の在り様も含め、長期的なスパンでの見通しを具体的に示していただけるとよい。再任用・会計年度任用職員の就業条件を好条件にするなどして、現在できうる施策を期待したい。
- 大学との連携や教員採用試験の在り方等、人員確保のための具体的方策の検討、並びにシステムの改善、整備をお願いしたい。

【成果】

○学校状況に応じた教職員の定期人事配置、新型コロナウイルス感染症の対応として職員室アシスタントや非常勤職員が配置されたことは評価されている。

【課題】

●臨時的任用職員・非常勤講師等の迅速な配置は昨年度よりは進んだが、さらに改善が求められる。今後の 35 人学級等を見据えた適切な人材の確保が必要となる。

6 新型コロナウイルス感染症の対応について(令和2年度 特設)

質問 19 新型コロナウイルス感染症の対応の支援



質問 20 主な意見・提案等

- 本校で教職員や児童に陽性者が出た時に、対応や文書発出、学校でのPCR検査時に手厚い支援をしていただき心強かったと同時に大きな混乱なく対応することができた。
- 健康教育課・学校教育事務所・区福祉保健センターのスムーズな連携を望む。ガイドラインで示されている動きとは違う動きがあり、想定外の時間がかかる。三つの機関のつながりや、パーツではなく対応の全体像が見るようにしていただくと、対応の見通しがもてる。同じ機関内での確実な情報共有も望む。
- 自分の学校のことしか分からないこともあるので、事務所がつかんでいる情報を必要に応じて教えてもらえることが参考になる。

【成果】

○教職員や児童生徒に陽性者が出た時の対応や文書発出、学校でのPCR検査時に支援が行われたことは高く評価されている。

【課題】

●健康教育課・学校教育事務所・区福祉保健センターのさらなる連携と学校の手順の簡略化を進めていく必要がある。